

堺市乗合タクシー運行業務仕様書

1. 適用

本仕様書は、本市が実施する「堺市乗合タクシー運行業務」に適用する。

2. 履行場所

主に堺市内

3. 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※運行開始は令和8年4月1日を予定している。また契約締結日から運行開始までの間を準備期間とする。

4. 業務の目的

鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅、公共施設等を結ぶ乗合タクシーを運行することにより、これらの地域における日常生活に必要な移動手段を確保する。

5. 旅客自動車運送事業の種類

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業

6. 運行内容

（1）運行方式

運行方式は、運行ルート、停留所、ダイヤを設定したうえで、利用者から事前に予約のあった場合にのみ運行するデマンド型の区域運行方式とする。なお、予約のあった停留所のみ運行すること、予約のない便は運行しないことから、予約の状況により、運行の稼働率、それぞれの便の運行経路、運行距離が変動するため、留意すること。なお、1便1台あたりの平均実車走行距離の令和6年度実績は約4.3kmである。

（2）運行ルート及び停留所

市内9ルートを設定し、それぞれのルートに停留所を配置している（A～Iルート別紙1参照）が、このうち、予約のあった停留所のみ運行するものとする。なお、鉄道駅から鉄道駅、鉄道駅から下記①～⑥停留所もしくは下記①～⑥停留所から鉄道駅までの予約は受け付けないものとする。

- ① 堺市立のびやか健康館前
- ② 美原総合福祉会館前
- ③ 堺市立総合医療センター前
- ④ 西区役所前
- ⑤ 中区役所前
- ⑥ 南新町

（3）運行回数、運行時間帯

Cルート以外の往復ルートにおいては、双方向それぞれ1日5便とし、循環ルートである

Cルートにおいては、右回り、左回りそれぞれ1日5便の運行とする。なお、このうち、利用者からの予約のない便については運行しない。

なお、運行ダイヤについては、本市が提示する運行ダイヤ（別紙2参照）を基本とし、本市と受注者が調整のうえ、決定する。

また、総運行台数は58,530台を予定しているが、履行期間における予定の合計数量であり、契約上拘束する数量ではない。

（4）運行日

全日

（5）運賃

運賃（1乗車当たり）は、種別ごとに下記の通り定める。（下記の運賃は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。）

ア）大人（中学生以上）300円

イ）小人（小学生以下）150円（ただし、同伴者（小学生以上）1人につき、小学生未満の幼児1人を無料とする。また、1歳未満の乳児は無料とする。）

ウ）堺市おでかけ応援利用者証条例に基づくおでかけ応援利用者証（おでかけ応援カード）の交付を受けている者 100円

エ）次のいずれかに該当する者並びにその介護人及び付添人の者のうち必要と認められた者 大人150円、小人80円（なお、重度障害者福祉タクシー利用料金助成は適用しない。）

①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

②都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者

③児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出した者

④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

7. 車両の仕様

（1）使用車両

使用車両は受注者が使用権原を有する、運賃区分が普通車を原則とし、有償運送を実施するため事業用自動車（緑ナンバー）であること。なお、本業務で使用する車両は、他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。

（2）使用台数

本業務では、利用者からの予約を受けて配車を行うが、その際、同時に全てのルートで予約があった場合や車両の定員を超える予約があった場合にも対応できるようにすること。

また、事故・故障時等には、代替車により対応できるようにすること。そのため、常に13台以上の車両を本業務の予約があった場合に対応できるようにしておくこと。

（3）車両表示

車両の両側面に堺市乗合タクシーの車両であることが分かるように市が用意するマグネットシートを貼付すること。

8. 運行に係る許可申請事務

国土交通省に対して、運行に必要な許可申請を行い、運行開始までに道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けるとともに、その他運行に必要な準備等を行うこと。また、許可申請の際に、道路運送法第9条第6項に規定する運賃及び料金の届出もあわせて行うこととし、これらに係る経費は、受注者の負担とする。なお、運行開始までに本業務に必要な一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更認可を取得できない場合には、契約を解除する場合がある。

9. 運行内容の変更

利用状況や地域住民の意向等を踏まえ、必要に応じ、堺市地域公共交通会議における協議を行ったうえで、運行ルートや停留所位置、ダイヤ等の運行内容を変更する場合がある。

その際、運行計画の変更を国土交通省に届け出る必要が生じた場合、本市と協議の上、受注者が国土交通省に届け出ることとし、これらに係る経費は、受注者の負担とする。

10. 予約受付業務

利用者からの予約受付を行うとともに、車両の手配等、運行管理を行うこと。予約受付業務の内容は、下記の(1)～(5)を基本とするが、より利便性の高いものとなるような提案については、本市と受注者が協議のうえ、積極的に取り入れていくこととする。

また、予約受付にあたっては、本市が別途委託し、令和7年度末に完成を予定している予約システムを活用すること。ただし、運行開始までに受注者の責めに帰すべき事由以外の要因により予約システムの運用開始が困難な場合や予約システムの不具合等により一時的に運用できない場合は、予約システム運用開始(再開)までの期間は電話のみで受付を行うこと。

(1) 予約受付方法

予約の受付は、インターネット及び電話で行うものとする。インターネット予約は予約システムを活用し、加えて電話による予約を行う際に対応するオペレーターを置く。また、インターネット及び電話で予約することが困難な利用者に対してはFAXでも予約の受付ができるようにすること。なお、オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないものとする。

また、電話がつながりにくい状況にあるときは、本市からの求めに応じ、受注者が利用者に連絡するものとする。

(2) 予約受付時間

受付時間は下記を基本とし、本市と受注者が調整のうえ、決定するものとする。また予約システムの活用等により、本市と協議の上、可能な限り改善を諮ること。

時間内は常に電話の受付ができる体制を維持することとする。予約件数の令和6年度年間実績は約25,000件である。

- ・予約は利用日の1週間前から受け付けるものとする。

- ・電話予約は、午前7時00分から午後6時00分まで行う。

なお、予約システムによるインターネット予約は24時間受付を予定している。

- ・また、各便の発車時刻の2時間前までの予約を受け付ける。(ただし、1便目及びFAXによる受付の場合は前日の電話予約受付の終業時刻まででも可とする。)

(3) 予約受付内容

電話による予約受付の際には、利用者から「氏名」「連絡先」「利用日」「利用するルート名」「利用する便」「乗降する停留所」「利用人数」「車いすや大きな荷物などの有無」などを聞き取り、確認のうえ予約を受け付け、その内容を予約システムへ登録すること。またインターネットにより予約受付した内容について、電話で問い合わせがあった場合は予約システムにより予約状況を確認の上、対応すること。

(4) 連絡体制

予約状況の確認等を行うことができるよう、オペレーターと乗務員が連絡を行うために必要な通信機器を備えること。ただし、通信による個人情報の漏洩防止には十分配慮を行うこと。

乗務員から交通事情などにより送迎時間に大幅な遅延が見込まれる旨の連絡を受けた場合、すみやかに予約者へ電話連絡をするなどの適切な対応を行うこと。

(5) 留意点

鉄道駅から鉄道駅、鉄道駅から6.(2)に示す①～⑥停留所もしくは6.(2)に示す①～⑥停留所から鉄道駅までの予約があった場合、乗合タクシーの主旨を説明し、利用できないことを伝える。また、必要に応じ、運行内容の変更の案内や利用者からの問合せ等について対応する。

車両の定員を超える予約があった場合には、他のルートの予約状況や使用できる車両数を確認したうえで可能な限り対応すること。また、予約時に車いすや手荷物の状況を確認し、それらの積載を考慮に入れたうえで配車計画を行うこと。なお、状況により、増車対応できないときやダイヤ通りに運行できないときなどは、利用者に対しその旨を説明し、理解を求めること。

(6) 通信環境の整備

オペレーターによる受付や予約システム操作に必要な電話機やパソコンなどの設備、機器、消耗品等は受注者が準備し、電話やインターネット回線の整備、利用料、光熱費等を含めて負担すること。OS、ブラウザ等のバージョンアップ、サポート切れ等予約システム運用環境の変化への対応は受注者側の責務において行われること。

なお、予約システムはインターネット回線を通してクラウドサービスとして提供し、受注者が操作する管理者画面はGoogle Chrome、Safari 及びMicrosoft Edge など標準的なブラウザから利用可能とする予定である。

予約システムの利用にあたり、別紙3「利用判断基準別表」に示す対策を講じること。また、アクセスを管理するために特定の場所及び装置からの接続を認証する方法等を講じる必要があるため、IP アドレスの制限又はクライアント証明書等に対応できる環境とすること。

1 1. 運賃徴収業務

乗車時に所定の運賃の徴収を行い、通常営業の運賃とは別に適正に管理すること。なお、徴収した運賃は毎日集計を行い、運賃の種別、金額をまとめた運賃日報を作成すること。

※運賃種別の確認方法

- ・ 6.(5)イ)の適用は利用者を目視で確認し判断する。
- ・ 6.(5)ウ)の適用はおでかけ応援利用者証(おでかけ応援カード)の提示により判断する。
- ・ 6.(5)エ)の適用については、本市が指定する手帳等(デジタル障害者手帳「ミライロID」を含む)の提示により判断する。

1 2. 委託料の積算

下記により委託料の積算を行う。

1 便 1 台当たりの契約単価（税込）に運行台数を乗じた額から運賃収入（税込）を差し引いた額を委託料として支払う。

【運行台数の算出方法】

- ・利用者から予約があった時に実際に運行した台数を計上する。ただし、予約があったにもかかわらず、発車時刻の1時間前以降に予約のキャンセルがあった場合、運行台数として計上できることとする。
- ・乗客定員以上の予約があった場合等に、増車により対応した場合もそれぞれ運行台数として計上する。

1 3. 報告書の提出

日毎の予約受付簿、利用者数、利用した便、利用区間などを集計した運行日報、運賃の種別、金額を集計した運賃日報を作成し、運行を行った月の翌月初めの5営業日以内に本市に提出すること。

その他、本市が求める事項についての報告書を適宜提出すること。

1 4. 検査について

本市は、必要に応じ、現地確認や運行記録の確認などにより検査を実施することができるものとする。

1 5. 運行上の注意点

乗務員は関係法令に規定する資格を有する者とし、運行に際し、以下のことに留意すること。

- (1) 利用者が安全に乗り降りできるよう、適宜対応すること。
- (2) 運転業務については、交通法令の遵守はもちろん、交通マナーの向上にも努め、安全運転を心掛け慎重に行うこと。
- (3) 利用者の乗車及び下車の際は、常に安全に注意し、適切な対応に努めること。なお、道路上において利用者を乗降させる場合は、車両左側（歩道側）からの乗降を基本とする。（道路反対側に待機する利用者を乗降させる場合は、周囲の交通状況を把握し安全に乗車できるよう適切な誘導を行うこと。）
- (4) 利用者が乗車する際には、予約した本人であるかどうかと目的地を確認すること。
- (5) 運行経路は、狭隘道路を含むことから、コースを熟知しておくこと。
- (6) 利用者に対しての挨拶や言葉使いに注意し、不快感を与えないこと。

1 6. 業務従事者の教育

受注者は、乗務員・オペレーターなど本業務に従事する者に対して、業務実施上必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさないよう万全を期すこと。また予約システムを操作するオペレーターなどへは運用開始までに操作方法等が習得できるよう教育し、予約システム運用に支障を来たさないよう万全を期すこと。

1 7. 業務責任者の任命

この業務を実施するにあたり、業務責任者を定め、業務に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにしておくこと。

18. 車両の整備・清掃の義務

乗合タクシーに使用する車両については、常に最良の状態を維持するため、法定点検をはじめ日常的な整備・点検を行うこと。

また、清掃については、清潔を心掛け綺麗な状態にし、利用者に不快感を与えることのないように心掛けること。

19. 事故対応及び損害賠償について

受注者は、乗合タクシーの運行により交通事故等の不測の事態が発生した場合は、利用者及び関係者の安全確保を最優先して当該処理の収拾を図るとともに、速やかに本市に報告すること。

受注者は、乗合タクシーの運行により、利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受注者の責任においてすべての問題を解決し、損害を賠償しなければならない。

20. 事故及び故障等の対応

事故や故障等により当該車両が使用できなくなったときは、代替の車両を用意するなどして対応すること。なお、これにより、運休または遅延となる場合は、その旨を予約者に対して個別に連絡を行うこと。

21. 苦情等の対応

利用者等からの苦情、意見、質問等の処理に関する体制を整備し、その際は誠意をもって対応すること。

22. 緊急時等の対応

災害（異常気象などを含む）や祭事、予約システム・通信障害等により、予約受付や運行に影響が生じる可能性のある場合は、その都度本市と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中に不測の事態に遭遇した場合は、受注者の判断において対応し、速やかに本市に報告すること。なお、これらの理由により、運休または遅延となる場合は、その旨を予約者に対して個別に連絡を行うこと。予約システムの障害については緊急時に本市が別途委託する予約システムの開発・保守業務の委託事業者（以下、システム事業者）へ直接連絡することも含め、具体的な連絡体制は別途協議すること。また、復旧するまでの間、利用者からの問い合わせに対しては状況を丁寧に説明し、可能な範囲で電話受付により、受付内容を予約システム以外の媒体へ一時的に記録して対応すること。その際、個人情報の管理は適切に行うこと。

23. 停留所について

停留所標識は本市が作製、設置し、維持・管理を行う。受注者は運行の際に停留所標識の確認を行い、停留所標識の破損等を発見した場合には、速やかに本市に報告を行うとともに適切な処置を行うこと。なお、停留所本体の修繕に係る費用は本市が負担する。

また、災害等により、停留所標識の転倒及び破損等の有無について点検が必要になった場合は、本市の指示に従い車両を手配し、指示があったルート上の停留所標識の点検を行うこと。点検結果については、速やかに本市に報告を行うとともに、必要に応じて適切な処置を行うこと。この場合にルート毎に配車した車両数は、運行台数として計上できるものとする。

24. 利用者への周知等について

必要に応じて利用者への案内の周知やアンケート調査等を行うことがあるが、この際は本市

と受注者が共同で取り組むこと。

2 5．システム事業者との連携

受注者は令和7年度末の完成に向けて本市が別途委託する予約システムの開発において、契約締結後、システム事業者と連携し、効率的な運用を実現する予約システムとなるようヒアリングや運用テスト等へ積極的に協力すること。また予約システムの運用開始後も、随時、機能改修や運用保守についてシステム事業者と連携すること。

2 6．疑義の解釈

この仕様書について本市と受注者の間で疑義が生じたとき及びこの仕様書に定めのない事項については、そのつど両者協議のうえ、定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

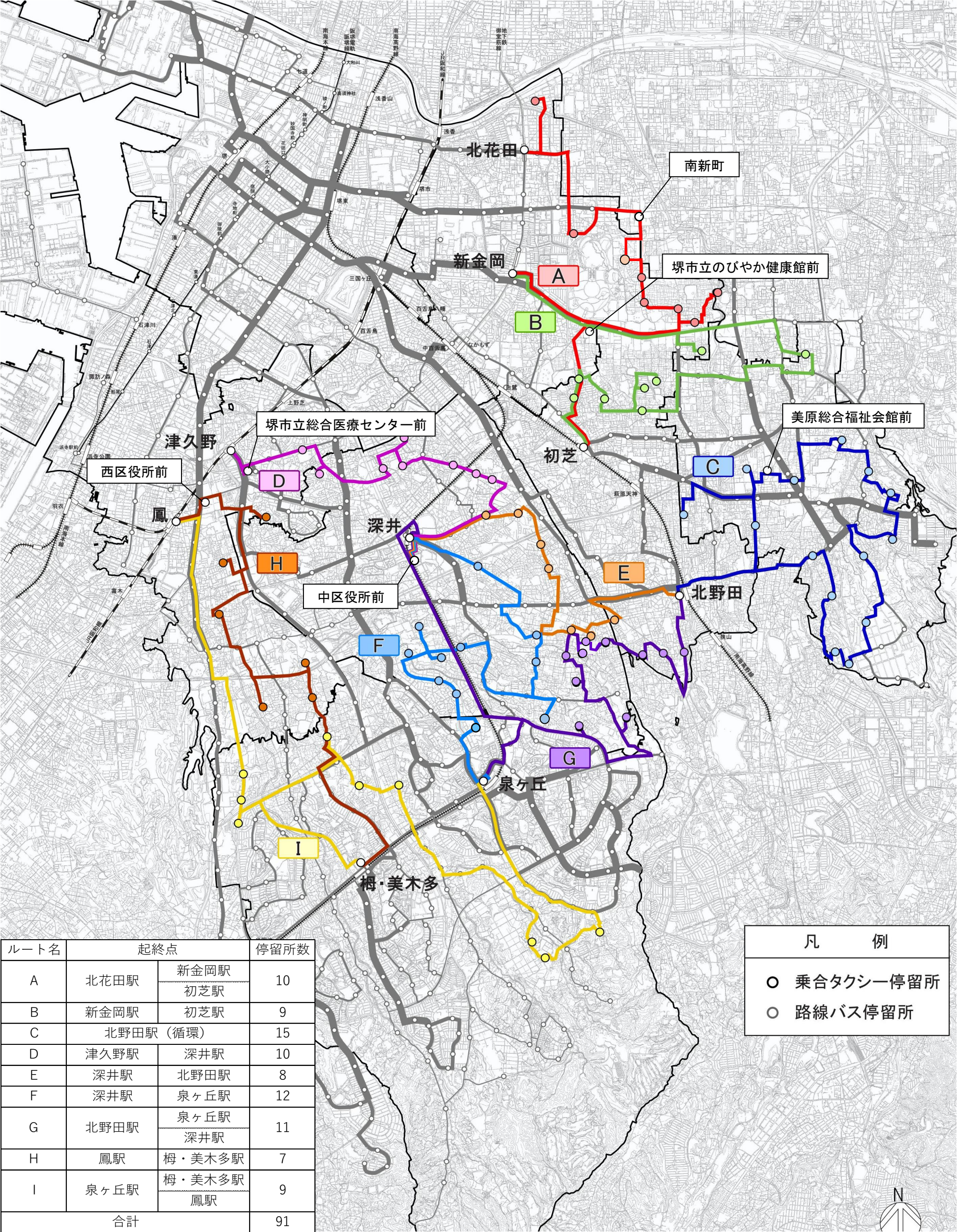
- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

○堺市乗合タクシー 運行ルート

別紙 1



※駅前停留所は、停留所数に含まない。
※停留所はルートごとに計上しているため、一部重複している停留所がある。

堺市乗合タクシー運行ダイヤ

別紙2

Aルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
初芝駅	8:05	10:05	12:05	14:05	16:05
新金岡駅	8:15	10:15	12:15	14:15	16:15
堺市立のびやか健康館前	—	10:22	12:22	14:22	16:22
8	8:30	10:30	12:30	14:30	16:30
7	8:31	10:31	12:31	14:31	16:31
6	8:33	10:33	12:33	14:33	16:33
5	8:35	10:35	12:35	14:35	16:35
4	8:36	10:36	12:36	14:36	16:36
3	8:37	10:37	12:37	14:37	16:37
南新町	8:38	10:38	12:38	14:38	16:38
2	8:43	10:43	12:43	14:43	16:43
1	8:53	10:53	12:53	14:53	16:53
北花田駅	8:58	10:58	12:58	14:58	16:58
北花田駅	9:10	11:10	13:10	15:10	17:10
1	9:15	11:15	13:15	15:15	17:15
2	9:25	11:25	13:25	15:25	17:25
南新町	9:30	11:30	13:30	15:30	17:30
3	9:31	11:31	13:31	15:31	17:31
4	9:32	11:32	13:32	15:32	17:32
5	9:33	11:33	13:33	15:33	17:33
6	9:35	11:35	13:35	15:35	17:35
7	9:37	11:37	13:37	15:37	17:37
8	9:38	11:38	13:38	15:38	17:38
堺市立のびやか健康館	9:46	11:46	13:46	15:46	17:46
新金岡駅	9:53	11:53	13:53	15:53	17:53
初芝駅	10:03	12:03	14:03	16:03	18:03

Bルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
新金岡駅前	8:05	10:05	12:05	14:05	16:05
堺市立のびやか健康館前	—	10:12	12:12	14:12	16:12
1	8:20	10:20	12:20	14:20	16:20
2	8:30	10:30	12:30	14:30	16:30
3	8:40	10:40	12:40	14:40	16:40
4	8:41	10:41	12:41	14:41	16:41
5	8:42	10:42	12:42	14:42	16:42
6	8:45	10:45	12:45	14:45	16:45
7	8:47	10:47	12:47	14:47	16:47
8	8:48	10:48	12:48	14:48	16:48
初芝駅前	8:51	10:51	12:51	14:51	16:51
初芝駅前	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00
8	9:03	11:03	13:03	15:03	17:03
7	9:04	11:04	13:04	15:04	17:04
6	9:06	11:06	13:06	15:06	17:06
5	9:09	11:09	13:09	15:09	17:09
4	9:10	11:10	13:10	15:10	17:10
3	9:11	11:11	13:11	15:11	17:11
2	9:21	11:21	13:21	15:21	17:21
1	9:31	11:31	13:31	15:31	17:31
堺市立のびやか健康館前	9:39	11:39	13:39	15:39	17:39
新金岡駅	9:46	11:46	13:46	15:46	17:46

Cルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
北野田駅前	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00
14	8:08	10:08	12:08	14:08	16:08
13	8:10	10:10	12:10	14:10	16:10
12	8:13	10:13	12:13	14:13	16:13
11	8:14	10:14	12:14	14:14	16:14
10	8:16	10:16	12:16	14:16	16:16
9	8:19	10:19	12:19	14:19	16:19
8	8:23	10:23	12:23	14:23	16:23
7	8:25	10:25	12:25	14:25	16:25
6	8:27	10:27	12:27	14:27	16:27
5	8:29	10:29	12:29	14:29	16:29
4	8:33	10:33	12:33	14:33	16:33
美原総合福祉会館前	8:35	10:35	12:35	14:35	16:35
3	8:37	10:37	12:37	14:37	16:37
2	8:41	10:41	12:41	14:41	16:41
1	8:45	10:45	12:45	14:45	16:45
北野田駅前	8:52	10:52	12:52	14:52	16:52
北野田駅前	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00
1	9:07	11:07	13:07	15:07	17:07
2	9:11	11:11	13:11	15:11	17:11
3	9:15	11:15	13:15	15:15	17:15
美原総合福祉会館前	9:17	11:17	13:17	15:17	17:17
4	9:19	11:19	13:19	15:19	17:19
5	9:23	11:23	13:23	15:23	17:23
6	9:25	11:25	13:25	15:25	17:25
7	9:27	11:27	13:27	15:27	17:27
8	9:29	11:29	13:29	15:29	17:29
9	9:33	11:33	13:33	15:33	17:33
10	9:36	11:36	13:36	15:36	17:36
11	9:38	11:38	13:38	15:38	17:38
12	9:39	11:39	13:39	15:39	17:39
13	9:42	11:42	13:42	15:42	17:42
14	9:44	11:44	13:44	15:44	17:44
北野田駅前	9:52	11:52	13:52	15:52	17:52

Dルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
津久野駅前	8:25	10:25	12:25	14:25	16:25
堺市総合医療センター前	8:27	10:27	12:27	14:27	16:27
1	8:29	10:29	12:29	14:29	16:29
2	8:32	10:32	12:32	14:32	16:32
3	8:37	10:37	12:37	14:37	16:37
4	8:38	10:38	12:38	14:38	16:38
5	8:39	10:39	12:39	14:39	16:39
6	8:41	10:41	12:41	14:41	16:41
7	8:43	10:43	12:43	14:43	16:43
8	8:44	10:44	12:44	14:44	16:44
中区役所前	8:52	10:52	12:52	14:52	16:52
深井駅前	8:55	10:55	12:55	14:55	16:55
深井駅前	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00
中区役所前	9:03	11:03	13:03	15:03	17:03
8	9:11	11:11	13:11	15:11	17:11
7	9:12	11:12	13:12	15:12	17:12
6	9:14	11:14	13:14	15:14	17:14
5	9:16	11:16	13:16	15:16	17:16
4	9:17	11:17	13:17	15:17	17:17
3	9:18	11:18	13:18	15:18	17:18
2	9:23	11:23	13:23	15:23	17:23
1	9:26	11:26	13:26	15:26	17:26
堺市総合医療センター前	9:28	11:28	13:28	15:28	17:28
津久野駅前	9:30	11:30	13:30	15:30	17:30

堺市乗合タクシー運行ダイヤ

別紙2

Eルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
深井駅前	8:25	10:25	12:25	14:25	16:25
中区役所前	8:28	10:28	12:28	14:28	16:28
1	8:34	10:34	12:34	14:34	16:34
2	8:35	10:35	12:35	14:35	16:35
3	8:37	10:37	12:37	14:37	16:37
4	8:38	10:38	12:38	14:38	16:38
5	8:43	10:43	12:43	14:43	16:43
6	8:45	10:45	12:45	14:45	16:45
7	8:49	10:49	12:49	14:49	16:49
北野田駅前	8:55	10:55	12:55	14:55	16:55
北野田駅前	9:05	11:05	13:05	15:05	17:05
7	9:11	11:11	13:11	15:11	17:11
6	9:15	11:15	13:15	15:15	17:15
5	9:17	11:17	13:17	15:17	17:17
4	9:22	11:22	13:22	15:22	17:22
3	9:23	11:23	13:23	15:23	17:23
2	9:25	11:25	13:25	15:25	17:25
1	9:26	11:26	13:26	15:26	17:26
中区役所前	9:32	11:32	13:32	15:32	17:32
深井駅前	9:35	11:35	13:35	15:35	17:35

Fルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
深井駅前	8:15	10:15	12:15	14:15	16:15
中区役所前	8:18	10:18	12:18	14:18	16:18
1	8:23	10:23	12:23	14:23	16:23
2	8:27	10:27	12:27	14:27	16:27
3	8:28	10:28	12:28	14:28	16:28
4	8:31	10:31	12:31	14:31	16:31
5	8:36	10:36	12:36	14:36	16:36
6	8:37	10:37	12:37	14:37	16:37
7	8:38	10:38	12:38	14:38	16:38
8	8:39	10:39	12:39	14:39	16:39
9	8:40	10:40	12:40	14:40	16:40
10	8:41	10:41	12:41	14:41	16:41
11	8:46	10:46	12:46	14:46	16:46
泉ヶ丘駅前	8:50	10:50	12:50	14:50	16:50
泉ヶ丘駅前	8:55	10:55	12:55	14:55	16:55
11	8:59	10:59	12:59	14:59	16:59
10	9:04	11:04	13:04	15:04	17:04
9	9:05	11:05	13:05	15:05	17:05
8	9:06	11:06	13:06	15:06	17:06
7	9:07	11:07	13:07	15:07	17:07
6	9:08	11:08	13:08	15:08	17:08
5	9:09	11:09	13:09	15:09	17:09
4	9:14	11:14	13:14	15:14	17:14
3	9:17	11:17	13:17	15:17	17:17
2	9:18	11:18	13:18	15:18	17:18
1	9:22	11:22	13:22	15:22	17:22
中区役所前	9:27	11:27	13:27	15:27	17:27
深井駅前	9:30	11:30	13:30	15:30	17:30

Gルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
深井駅前	8:20	10:20	12:20	14:20	16:20
中区役所前	8:23	10:23	12:23	14:23	16:23
泉ヶ丘駅前	8:30	10:30	12:30	14:30	16:30
10	8:35	10:35	12:35	14:35	16:35
9	8:40	10:40	12:40	14:40	16:40
8	8:42	10:42	12:42	14:42	16:42
7	8:46	10:46	12:46	14:46	16:46
6	8:48	10:48	12:48	14:48	16:48
5	8:50	10:50	12:50	14:50	16:50
4	8:51	10:51	12:51	14:51	16:51
3	8:53	10:53	12:53	14:53	16:53
2	8:55	10:55	12:55	14:55	16:55
1	8:57	10:57	12:57	14:57	16:57
北野田駅前	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00
北野田駅前	9:10	11:10	13:10	15:10	17:10
1	9:13	11:13	13:13	15:13	17:13
2	9:15	11:15	13:15	15:15	17:15
3	9:17	11:17	13:17	15:17	17:17
4	9:19	11:19	13:19	15:19	17:19
5	9:20	11:20	13:20	15:20	17:20
6	9:22	11:22	13:22	15:22	17:22
7	9:24	11:24	13:24	15:24	17:24
8	9:28	11:28	13:28	15:28	17:28
9	9:30	11:30	13:30	15:30	17:30
10	9:35	11:35	13:35	15:35	17:35
泉ヶ丘駅前	9:40	11:40	13:40	15:40	17:40
中区役所前	9:47	11:47	13:47	15:47	17:47
深井駅前	9:50	11:50	13:50	15:50	17:50

Hルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
鳳駅	8:15	10:15	12:15	14:15	16:15
西区役所	8:20	10:20	12:20	14:20	16:20
1	8:26	10:26	12:26	14:26	16:26
2	8:31	10:31	12:31	14:31	16:31
3	8:34	10:34	12:34	14:34	16:34
4	8:38	10:38	12:38	14:38	16:38
5	8:44	10:44	12:44	14:44	16:44
6	8:47	10:47	12:47	14:47	16:47
榑・美木多駅	8:55	10:55	12:55	14:55	16:55
榑・美木多駅	9:10	11:10	13:10	15:10	17:10
6	9:18	11:18	13:18	15:18	17:18
5	9:21	11:21	13:21	15:21	17:21
4	9:27	11:27	13:27	15:27	17:27
3	9:31	11:31	13:31	15:31	17:31
2	9:34	11:34	13:34	15:34	17:34
1	9:39	11:39	13:39	15:39	17:39
西区役所	9:45	11:45	13:45	15:45	17:45
鳳駅	9:50	11:50	13:50	15:50	17:50

Iルート

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
泉ヶ丘駅前	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00
1	8:15	10:15	12:15	14:15	16:15
2	8:18	10:18	12:18	14:18	16:18
3	8:19	10:19	12:19	14:19	16:19
4	8:33	10:33	12:33	14:33	16:33
5	8:36	10:36	12:36	14:36	16:36
6	8:39	10:39	12:39	14:39	16:39
7	8:44	10:44	12:44	14:44	16:44
8	8:45	10:45	12:45	14:45	16:45
9	8:46	10:46	12:46	14:46	16:46
榑・美木多駅前	8:53	10:53	12:53	14:53	16:53
鳳駅前	9:03	11:03	13:03	15:03	17:03
鳳駅前	8:47	10:47	12:47	14:47	16:47
榑・美木多駅前	8:57	10:57	12:57	14:57	16:57
9	9:04	11:04	13:04	15:04	17:04
8	9:05	11:05	13:05	15:05	17:05
7	9:06	11:06	13:06	15:06	17:06
6	9:11	11:11	13:11	15:11	17:11
5	9:14	11:14	13:14	15:14	17:14
4	9:17	11:17	13:17	15:17	17:17
3	9:31	11:31	13:31	15:31	17:31
2	9:32	11:32	13:32	15:32	17:32
1	9:35	11:35	13:35	15:35	17:35
泉ヶ丘駅前	9:50	11:50	13:50	15:50	17:50

以下に示す対策を講じてください。

No.	区分	要件概要
1	技術的セキュリティ	ログイン時に使用するパスワードは初期設定のまま使用せず、また安易に推測可能なものを使用しない。
2	技術的セキュリティ	使用端末は事務室外への持ち出しを禁止する。
3	技術的セキュリティ	不要なソフトウェアのインストールを禁止する。
4	技術的セキュリティ	使用端末のOS等のアップデートやネットワーク機器のソフトウェア等に脆弱性を残さないように、更新ファイルやパッチ等を適用する。
5	技術的セキュリティ	使用端末の不正プログラム対策として、ウイルス対策ソフトの更新や定期スキャン等を行う。
6	技術的セキュリティ	使用端末に業務と無関係もしくは不要なデータのダウンロードを禁止する。(人的セキュリティ対策を含む)
7	技術的セキュリティ	使用端末内に個人情報が含まれるデータを格納せず随時消去する。(人的セキュリティ対策を含む)
8	技術的セキュリティ	インターネット端末内に個人情報が含まれるバックアップデータを残さないこと。外部サービス等でバックアップを取得、保存すること。
9	技術的セキュリティ	使用端末からやむを得ず個人情報が含まれるデータを持ち出しを行う場合には、事前に承認を得てその記録を残すこと。(人的セキュリティ対策を含む)
10	技術的セキュリティ	使用端末及び外部記録媒体を廃棄する時は物理的に破壊するなど個人情報が含まれる内部データを再度読み込みができない状態で廃棄する。
11	技術的セキュリティ	個人情報が含まれるデータを記録した外部記録媒体は使用後に初期化する。(人的セキュリティ対策を含む)
12	技術的セキュリティ	外部記録媒体(USBメモリ等)の所在や使用状況の管理、使用の制限を実施する。(人的セキュリティ対策を含む)
13	技術的セキュリティ	個人情報が含まれるデータを取り扱う際は暗号化機能及びウイルス対策機能を有する外部記録媒体を使用する。